平成19年3月30日18経営第7836号 改正平成20年4月16日20経営第 39号 平成20年10月1日20経営第3734号 令和2年3月30日元経営第3174号 令和2年10月6日2経営第1667号

殿

農林水産省経営局長

クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融 資手続等について

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。)第2の1の注3に基づく、企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用し、無担保・無保証人(記の第5の(1)の無担保・無保証人をいう。以下同じ。)での融資の可否を判断する融資審査の手続等について、下記のとおり定め、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、当該手続による融資審査の適切かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

第1 目的

現下の農政の最重要課題は、認定農業者等の担い手が生産量や耕作面積の 大宗を占める農業構造を早急に実現することであり、そのためには、意欲と 能力のある担い手を全国で相当数育成することが不可欠である。

このため、担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、 企業経営診断手法を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕 組み(以下「クイック融資」という。)を構築することにより、担い手の円 滑な資金融通を図り、もって担い手の育成・確保を支援するものとする。

第2 内容

クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。

1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けている者をいう。)又は集落営農組織(農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(1)のカ及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第2の1の(1)のカの集落営農組織に限る。)であって、次の要件に該当しないものとする。

- (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3) 農業所得(法人にあっては、経常利益)が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の2の資金(ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。)、農業近代化資金融通措置要綱第2の3の(1)の資金及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3の(1)の資金とする。

3 適用限度額

クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

第3 借入希望者の手続等

クイック融資による農業経営基盤強化資金(以下「スーパーL資金」という。)及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによる ものとする。

- 1 借入希望書 (クイック融資) (様式1)、経営改善資金計画書 (基本要綱別紙2の(3)又は(4)) 及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関(以下単に「窓口機関」という。)とする。
- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、 毎年、決算書又は青色申告書の写しにより、経営状況を融資機関に報告す るものとする。

第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の運営等は、次のとおりとする。

1 受任融資機関等の審査等

推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関(以下「受任融資機関等」という。)は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入希望書(クイック融資)(様式1)等を受理した日(以下「受理日」という。)から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査(農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等)を行うものとする。

2 審査後の手続等

- (1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、 借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式 な借入申込書(様式3)、債務保証委託申込書(様式4)等の提出を求 めるものとする。
- (2) 受任融資機関等は、(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備・提出等を借入希望者に対して求めるものとする。
- (3) 借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、(2)で指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出を受任融資機関等に対して行うものとする。

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続(以下「通常借入手続」という。)に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書(様式2)により、あらかじめ借入希望者が指定した方法(借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX又は電子メール)により通知するものとする。

第5 その他

1 クイック融資は、無担保・無保証人(本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、農業信用基金協会は保証人にはあたらない。)による融資とする。なお、農業信用基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ

民間金融機関と基金協会とが協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備するものとする。

- 2 受任融資機関等(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定 を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情 報について、厳正に取り扱うものとする。
- 3 窓口機関は、借入希望書(クイック融資) (様式1) の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(様式1の裏面)の確認欄に記名を求めることとする。

借入希望書(クイック融資)

				左	₹ 月 日
C	○○金融機関○○支店 御中				
			在地) · 郵便番号 称 · 代表者名)		
1	借入希望資金 □ 農業経営基盤強化資金 □ いずれでも良い		農業近代化資金		
2	資金使途 □ 農地等取得を含む		農地等取得を含	まない	
3	償還期限 □ 15年を超える		15年以内		
4	特定の融資機関からの借入を希口農業協同組合 口信	用農業協			
5	借入希望額				
6	借入希望日 令和 年 月	日			
7	農業信用基金協会の保証の希望 一希望する	型の有無 □	希望しない		
8	審査結果の通知方法 □ 直接 □ FAX(郵送 電子メール(@)

- 1. 最近3ヵ年の決算書(付属明細書を含む。)又は青色申告書の写し
- 2. 経営改善資金計画書(基本要綱別紙2の(3)又は(4))(決算書又は青色申告書で経営改善 資金計画書の記載内容がわかる事項については、当該事項の記載を省略できる。)
- 3. 農業経営改善計画書及び同認定書の写し(認定農業者に限る。)

個人情報の取扱いに関する同意書

関係機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提供されることは ありません。
- ② 関係機関に提供する情報の内容は、借入希望書(クイック融資)、経営改善資金計画書、経営 状況の報告、借入申込書、保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いた もののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保 護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、本希望書に係る関係機関による審査、貸付手続、事後管理及び経営能力向上の ための指導・助言です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のため

の情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き	
次のいずれかの□に√を入れて下さい。	
1. 提供先として同意する関係機関	
「・ たみんこして问念する角床版例 □全ての関係機関に提供することに同意しま	
口下記の関係機関に提供することに同意しま	この 。(「「「「「」」」 (「「」」 (「」」 (「」」 (「」」 (「」」 (「
(行政機関等)	
	指導センター □農業委員会
(<u>※融資機関・保証機関</u>)	
□農業協同組合 □信用農業協同組合連合会 □	□農林中央金庫
口銀行 口信用金庫 口信用協	協同組合 □株式会社日本政策金融公庫
口農業信用基金協会	
(利子助成機関)	
□※公益財団法人農林水産長期金融協会	
(その他)	
※ 借入れしようとする融資機関、利子助成を行って	ている都道府県、市町村及び利子助成機関
(保証を希望する場合にあっては保証機関)への情報	
成等の申請に必要な書類が揃わないことになります。 ・ 担供に同意する。	ず 。
2.提供に同意する情報の種類	3
口関係書類の情報の全てについて、1の※印	
入れしようとする機関に限る。)に提供す	
□下記の情報について、その他の関係機関に	ニ提供することに同意します。(同意す
る書類の□に✔を入れて下さい。)	
□借入希望書(クイック融資)(□添付書類) [□経営改善資金計画書(□添付書類)
□経営状況の報告(□添付書類) [口借入申込書(口添付書類)
□債務保証委託申込書(□添付書類)	
上記のとおり、確認しました。	
	年 月 日
住 所 • 前	, , , ,
氏名	,, <u>,</u> -
NΠ	

通常手続移行通知書

令和 年 月 日

00 00 様

所在地 名 称 代表者 電 話

令和 年 月 日付けで、提出のありましたクイック融資にかかる借入希望書についての審査をしたところ、クイック融資によるご融資ができないと判断いたしましたので、ご通知申し上げます。

ただし、通常の農業経営改善関係資金(農業経営基盤強化資金、農業近代化資金)の審査に移行し、特別融資制度推進会議の審査、融資審査を行うこととなりましたので、お知らせ致します。その結果につきましては、令和 年 月 日までにご連絡申し上げます。

なお、その際には、追加資料をご提出頂く場合や担保・保証人について別途調整させて頂く場合がありますので、ご承知おき願います。

借入申込書

	年 月 E
(〇〇金融機関〇〇支店 御中
	住所(所在地)・郵便番号 電話番号 () 氏名(名称・代表者名)
1	借入申込資金名 □ 農業経営基盤強化資金 □ 農業近代化資金
2	今回借入申込金額千円
3	資金使途 ()
4	資金必要日 令和 年 月 日
5	償還期限 令和 年 月まで うち据置期間 令和 年 月まで
6	払込期日 年 回払い 令和 年 月 日 (記入上の注意)国民の祝休日と 1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないで下さい。
7	償還方法 □ 元金均等 □ 元利均等
8	農業信用基金協会の保証の希望の有無 □ 希望する □ 希望しない

債務保証委託申込書

令和 年 月 日

農業信用基金協会会長 殿

郵便番号	-	
住 刖	ī	
電話番号	- ()	
フリカ゛	t	
氏 名	, 1	
生年月日	日〔 年 月 日生(歳)	

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

記

融資機関							借入予定日	令和	年	月		日
資 金 名							借入期間		年	7	力月間	
借入金額					:	千円	うち据置期間		年	7	力月間	
借入金使途							第1回償還日	令和	年	F.		日
利 率	年			%			最終償還日	令和	年	月		日
		割賦	毎年	月	B			利息の		毎	年	
元金の支払い	第 1 回	回 ~ 第	回	¥			円	支払い			· 月	日
方 法	第回] ~ 第	回	¥			円	方法			月	日
	第回] ~ 第	回	¥			円	77 14			,,	Г
申込者が既に	年度	保	証番号		現在残高			資 金	名(用途)		
債務保証を受						千円						
けているもの				1		千円						
の 内 容						千円						